

訪問支援のご案内

県内事業者等の事業の用に供する施設におけるエネルギーの使用の合理化とエコアクション 21 認証の取得・更新の促進を図ることを目的に専門家による訪問支援（2時間程度）を実施します。

○支援対象（次の要件を全て満たすもの）

●静岡県内の事務所その他の事業場、または、静岡県地球温暖化防止条例第12条に定める温室効果ガス排出削減計画書（以下「計画書」という。）を提出した事業者（国、地方公共団体を除く。）

●中小企業者等であること

※「中小企業者等」とは、法人（国、地方公共団体及び大会社を除く。）及び個人事業者をいう。

また、「大会社」とは、次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○支援内容

省エネ対策支援業務

- ・温室効果ガス排出削減計画書制度参画への支援
- ・設備の運用改善や省エネルギー機器への更新（ZEB化を含む）の提案・助言
- ・エコアクション21認証・取得事業者に対する更新、取得の支援

○申込方法及び支援の流れ

申請書に必要事項を御記入の上、（一社）静岡県環境資源協会の窓口（静岡県産業経済会館6階）に御持参いただくか、郵送、メールまたはFAXでお送りください。支援希望日のおおよそ1ヶ月前までに申し込みください。

申請書の内容（要件）等を確認し、「省エネ対策支援員」と日程等の調整を行い、申請者に通知します。通知後、支援員が事業所を訪問し、支援を実施します。

申込期間：令和4年12月28日（水）まで 訪問期間：令和5年1月末日まで
（募集枠に達し次第、締め切りとさせていただきます）

＜問い合わせ・申請受付窓口＞

一般社団法人静岡県環境資源協会（令和4年度県事業執行団体）

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館6階

TEL 050-3528-8042 FAX 054-652-0667 shoene@siz-kankyuu.or.jp